

第63回 : 新春ライトニングトーク

2017年よりスマホで 領収書スキャン解禁

8 益田 康夫

アンテナハウス株式会社

e-文書法と電子帳簿保存法との関係

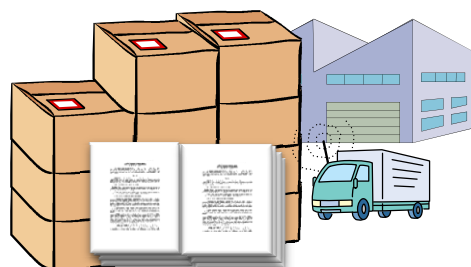
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 =e-文書法

従来紙で保管していた書類をe-文書法適用することで、電子的に保管、活用。
紙書類は廃棄が可能となります

e-文書法により法律(251本)で規定される「文書」は、全て電子化可能

これまで

紙書類を倉庫や事務所に大量保管



＜書類例＞

- ・国税関係書類
- ・医療関係書類
- ・顧客対応書類など

スキャナで電子化



e-文書法適用

電子的に保管、活用
(紙書類は廃棄可能)



電子データ

領収書・請求書などの 電子化保存の関係法令 規制2016年緩和スタート



『請求書・領収書』の事例

国税当局の審査を経て2005年12月から運用開始（全国初の事例）

従 来



書類150箱を
事前に探して
運び入れる



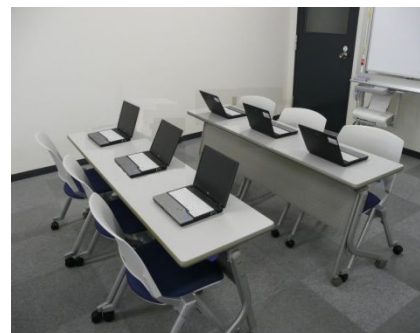
調査官が要求
する資料の
コピーで残業

決算業務や日次業務が中断

事前準備、コピー対応、後片付け
90H



スキャナ保存 導入後



パソコン
プリンタ
準備のみ



調査官が
自分で印刷

残業なしで調査対応

PC準備

4H（準備工数95%削減）

出典：PFU社資料より

みなさん 日経新聞見られましたか？

「領収書保管、スマホ 解禁」 17年から原本廃 棄可能に

2015年11月20日 日経新聞記事



新製品発表会 ご案内

領収書・請求書等の新「スキャナ保存」対応用

重要書類廃棄前の25件
サンプリング簡単ツールも
案内します。

38万～ ScanSaveLite
100万～ScanSave

新パッケージ「Scan Save」発表会

日時 : 2016年2月5日(金)14:00～16:45

会場 : 関東ITソフトウェア健保会館 会議室(大久保)

主催 : アンテナハウス株式会社

お申し込みURL: <http://goo.gl/afBJIP>

申し込みは、アンテナハウスの
TOPページのイベントより

2017年よりスマホで 領収書スキャン解禁

8 益田 康夫

アンテナハウス株式会社

ご清聴ありがとうございました。